

決 議 (案)

熊本地震から4年となり、被災地は本格的な復興、より良いふるさと作りを目指す創造的復興へと進みつつある。

しかしながら、急速な人口減少、超高齢化社会の到来を受け、町村を取り巻く環境は、旧来にも増して厳しい状況となっている。総じて税源に乏しく、脆弱な財政状況にある町村においては、安定的な財源の確保と基金等を含めた財政基盤の健全化は長年の悲願であり、急務ともなっている。

こうした中、町村は増大する社会保障費などを抱えながら、子育て支援や地方創生などに懸命に取り組んでいる。また、中山間地を含めた農山漁村の活性化、農林水産業の体質強化や経営安定化、TPP協定への対策など、日本の国土保全や食糧供給にも関わる重要な課題も早急に解決されなければならない。人口減少が続く中で国土の荒廃や自治体機能の低下をどう防ぐのか、難題であるが乗り越えなければ展望は開けない。

これら課題が山積するなかにあって、我々町村長は相互の連携をより一層強化し、住民が笑顔で暮らせる地域づくり、町村づくりに邁進していく所存である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、

下記事項の実現について強く求める。

記

一、熊本地震からの復旧復興に要する中長期的な財源を継続的に確保すること。また、被災者の生活再建、道路や鉄道など被災インフラの早期復旧、災害に負けない基盤づくりなど被災町村のまちづくり事業全般への十分な支援を講じること。

一、国家財政の健全化を図るための諸施策を展開するとともに、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

一、地方創生の実現に向けて必要な財源を継続的に確保するとともに、諸政策の展開に当たっては財政基盤が脆弱な町村に対する十分な配慮を行うこと。

一、持続可能な社会保障制度の確立へ向けて、運営主体となる町村への十分な財源措置及び人材確保の方策を講じること。

一、T P P協定や日欧E P A、日米貿易協定の締結による影響を見据え、国内の農林水産業の振興を損なわないよう、現場に身近な地方の意見を踏まえた上で万全の対策を講じること。

一、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。

一、広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。

一、道州制は、さらなる市町村合併の強制や中央と地方の格差拡大を招き、地域の多彩な特色を失わせ、住民自治を衰退させるものである。熊本県町村会は、その導入に断固として反対する。

以上決議する

令和2年3月25日

第73回熊本県町村会定期総会